

各種法然上人傳に引用されている法然の詞

——特に『法然上人傳繪詞』の場合——

藤 堂 恭 俊

『法然上人傳繪詞』（琳阿本）九卷の傳記作者は、この傳記のなかに總計二十四種の法然の詞を採用しているが、「A」それは法然のどのような詞を採用、掲載したのであるか。この二十四種の法然の詞は、『琳阿本』に先立つて成立した傳記に掲載している詞を繼承したものと、『琳阿本』の作者によつて始めて採用されたものとに大別し得る。「B」それら繼承・新採用いづれの場合にしても、その詞の出處を現在の時點においてあきらかにし、さらに法然の詞として採用されたものを手がかりとして、「C」傳記作者の編纂意圖及びその成立年代、その歴史的背景をも併せ考えたい。

〔A〕 法然の詞二十四種 1 二祖對面（第五卷第三段）、2 師

皇圓阿闍梨 龍となつて佛の出世を待つ（二一五）、3 善導の『觀經疏』を三度讀んで一向專修に歸し、道俗貴賤に勸む（三三四）、4 坂本で顯眞と問答（三一九）、5 流罪に際して弟子西阿と問答（六一五）、6 われもと天竺にあり（八一三）、7 われもと居せし所なれば歸り行くべし（八一三）、8 三昧發得の境地（五一三）、9 臨終數日間にお

各種法然上人傳に引用されている法然の詞（藤 堂）

る弟子との問答（八一四）、10 送山門起請文（五一六）、11 小松殿の坊で明遍と問答（三一十一）、12 師寂空と觀稱の勝劣を論議（二一五）、13 聖光房は後世菩提を契りし證眞の弟子（四一七）、14 法器の仁、聖光房に『選擇集』を授く（五一五）、15 一念停止の書狀（七一七）、16 母に登嶺の志を告ぐ（二一七）、17 東大寺大勸進職を辭退する詞（三三八）、18 無品親王靜忠の問いに答う（五一二）、19 引接人をきらわず、來迎に前後あり（六一三）、20 ただ念佛すべし（六一三）、21 讀岐國しあくの西仁に念佛を勸む（七一七）、22 隨蓮との問答（九一六）、23 東大寺において惡僧の問いに答う（五一二）、24 流罪に際して信空と問答（六一五）

〔B〕 繼承・新採用の別とその出處について 法然の詞二

十四種のなか、出處をあきらかにし得るものとして1—15までの十五種、出處をさだかにし得ないものとして16—24までの九種をあげることが出来る。このなか、出處をあきらかにし得る十五種において、『琳阿本』の成立に先立つ傳記から繼承したものの六種、新しく採用したものの九種を数えることが出

来る。又出據さだかでないもの九種のなか、先立つて成立した傳記から繼承したもの七種、新しく採用したもの二種を数えることが出来る。

しからば、出據をあきらかにし得る十五種の法然の詞は、その出據をいづくに求め得るであろうか。(a)繼承六種のなか、『傳法流通繪』(四卷傳)に出據をもつものとして6・7・10の三種、『法然聖人繪』(弘願本)に出據をもつものとして1・2・11の三種を指摘することが出来る。(b)新採用九種のなか、3・4・5の三種は『法然上人傳記』(醍醐本)の「一期物語」にその出據を求めうるものであり、8・9の二種は同じく『法然上人傳記』にその出據をもつもので、前者は「口稱三昧發得記」に、後者は「御臨終日記」にもとづくものである。又12は良忠によつてつくられた『選擇傳弘決疑鈔裏書』の第四處に、13は辨長の『念佛名義集』卷中、及び『念佛三昧要集』に、14は同じ辨長の『徹選擇集』卷上に、15は了惠の『黒谷上人語燈錄』卷第十に出據をもつものである。これに對して、出據をさだかにし得ないもの九種のなか、『四卷傳』を繼承するものとして16・17・18・19・20・21の六種を『弘願本』を繼承するものとして22の一種を、又新採用のものとして23・24の二種をあげる事が出来る。

今、かかる出據のさだかなものとさだかでないものを、他傳との比較においてその數的差異を指摘するならば次の如く

である。先づ出據のさだかなものとして、『四卷傳』はわづかに五種しかあげ得ないのに對し、『弘願本』は十四種(このなか新採用十二種)にまではねあがつている。これに續く『琳阿本』は十五種(このなか新採用九種)、『古德傳』はさらに二十五種(このなか新採用九種)にまではねあがつている。又出據のさだかでないものとして、『四卷傳』は七種、『弘願本』は十種(このなか新採用六種)、『琳阿本』は九種(このなか新採用は二種)、『古德傳』九種(このなか新採用一種)と言ふ數字を示している。この數的差異によると、早く成立した『四卷傳』にあつては、出據のさだかでないものの方が數的優位を示していたのに對し、成立年代の降るに従つて、出據不明の數とりわけ、その新規採用の數が著しく減少していることに注目させられる。又繼承數を他傳と比較するならば次のようである。即ち十二種の法然の詞をもつ『四卷傳』に尋いで成立した『弘願本』は、それをわずかに六種しか繼承していないが、『琳阿本』は九種も繼承し、さらに『弘願本』の新採用十八種のなかから四種を繼承しているから、都合總計十三種を先立つて成立した傳記から繼承していることが知られる。又『古德傳』は『四卷傳』『弘願本』『琳阿本』から均等に八種づつ繼承している。この數的差異は傳記相互間の親疎のあらわれでもある。即ち『弘願本』は『四卷傳』のもつ法然の詞を6・12しか繼承していないのに對し、『琳阿本』は9・12を繼承し、又『琳

『阿本』は『弘願本』が新しく採用したものを418しか繼承していないのである。

〔C〕 傳記作者の意圖 『琳阿本』も『弘願本』もともに、聖光房に關する法然の詞をそれぞれ二種づつもつてゐる。今それら兩者を比較することによつて、『琳阿本』の編纂意圖の一端をさぐつてみよう。『弘願本』は良忠が康元二年（一二五七）撰した『決答授手印疑問鈔』に基づいて、法然の門を叩いた聖光房に三重念佛を説き示す詞（第二卷第三段）と、源空が申す念佛と阿波の介の申す念佛との異同を問ひかける詞（第二卷第三段）との二種をもつてゐる。即ちそこに登場する聖光房は、教えを法然に乞う求道者として扱われ、或いは門弟の一人として扱われているに過ぎない。これに對して『琳阿本』の傳記作者は、『弘願本』の取扱つた聖光房に關する法然の詞をすべて採用することなく、新しく1314に見られるような聖光房に關する法然の詞を採用したのである。即ち聖光房は比叡山でかつて法然と同僚であり、後世を契つた寶池房證眞の弟子として特別視されたり、或いは法然から法器の仁として『選擇集』を傳受した器量として扱われている。このことは聖光房を法然と親しい關係下におかんとすることを意味するとともに、多くの門弟のなかから特に選び出された聖光房を取扱こうとしたものである。言葉をかえて言ひならば、

各種法然上人傳に引用されている法然の詞（藤 堂）

法然の後繼者として、その正統の法義を相傳した聖光房を描き出そうとするのが『琳阿本』の意圖するところである。

このように、法然の正統義を繼承する「法器の仁」としての聖光房を、クローズアップしようとする『琳阿本』の作者が、『四卷傳』や『弘願本』がともに掲載している「七箇條起請文」を繼承することなく、あえて「一念義停止狀」を新しく採用したことは、一體なにを意味するのであろうか。聖光房が『末代念佛授手印』（一二二八年）を撰したのは、『上人往生之後 諍_二其義於水火_一致_二其論於蘭菊_一失_二念佛之行_一空廢_二淨土之業_一悲哉悲哉 爲_レ何爲_レ何」（自序）と、法然滅後における教界の現狀を默視し得ず、ついに正統義を顯彰せんとする意圖があつたからである。今『末代念佛授手印裏書』によれば、祖師法然の教えに違背する邪義邪執として、一念義、弘願義、寂光土義の三義があげられている。これによつて判斷するに、『琳阿本』の傳記作者が「一念義停止狀」をとりあげたと言ふことは、「留_二血脈於白骨_一納_二口傳於耳底_一」と言ふ聖光房が『末代念佛授手印』を撰し、一念義等を排斥したことを正統化せんとするものであり、また同時に『琳阿本』成立當時に横行する一念義及びそれに類するものを、法然の詞をもつて停止せしめんとする意圖からであらうと考えられる。このことは、とりもなおさず聖光房を正統視せんとする意識が底に流れていることを否定し得ないであらう。

このように聖光房をもつて法然の正統義の繼承者とみる考
えは、師の聖光房から「我法授然阿一畢。法燈何鎖。然阿是
予還盛年一也。遺弟對此人可決不審」（『選擇傳弘決疑鈔』
卷第五）と言われた然阿良忠に始まるのであり、良忠はこの
聖光房の詞に續いて、「今以三代相承一輒記五卷決疑一而已」
と云うように、法然、聖光、良忠と云う三代の相承を宣言し、
この法統の正統性を強調したのであつた。又良忠の門弟であ
る了惠は、「門徒中異說紛紜 各稱師說 互爭是非、金鑰難
辨岐路易迷（中略）敢欲守成祖教一其幸有遺文在欲三集以
備龜鏡、」という意圖のもとに「黒谷上人語燈錄」を編纂し
たのであるが、そこにはみづからこそ正統義の繼承者である
と云う自覺のあることを見逃すことが出来ないであらう。又
彼は弘安十年（一二八七）に『聖光上人傳』を撰し、そのなか
に「遣自筆書狀鎮西云 源空所存皆申于御邊一畢 此外若
有三所存者以梵釋四王二奉仰其證一在判」と云う書狀を掲
載して、「若法然上人不教授辨師者法滅忽可期紹隆豈可存
乎」と結んでいる。彼は又翌年、『然阿上人傳』を撰し、良忠
が法然の淨土宗義を聖光房から譲與された人であることを強
調したのである。

かく法然入滅の後、彼の門弟たちがみづからの法統こそ正統を繼
承するものであると主張しあつた時代にあつて、法然、聖光、良忠
の所謂三代の相承をもつて正統となす立場こそ、『琳阿本』作者の立

場であり、かつ亦そうした立場を顯彰しようとするのが『琳阿本』
の意圖するところであると言わなければならぬ。今一つ、そうした
『琳阿本』の意圖を別の面からとらえてみようと思ふ。『琳阿本』の
作者は、『弘願本』に掲載されている禪勝房に示す二つの詞、及び
『醍醐本』による限り禪勝房の問いに對する法然の解答三種（『十一
問答』の第14、26、28に相當す。『弘願本』はこれを室の修行者、鹽
飽の西忍、或人の問いに變更している）を、なぜ繼承しなかつたの
であらうか。禪勝房は法然面授の門弟であり、法然入滅後その正意
について質問を受ける立場にある人であつたればこそ、『弘願本』の
作者は彼に關係する法然の詞を採用したのであらうが、『琳阿本』の
作者は鐺木九郎入道在阿と禪勝房の一件を契機として、「禪勝房之所
傳旨趣雖貴無學問一故不能符合經釋文意」と云う評價を下した
『決答投手印疑問鈔』の線に沿つたためか、採用しなかつたのであ
る。言葉をかえて云うならば、法然入滅後において淨土の法門に關
する不審に對し法然から相承した正統性のある解答をなしうるの
は、聖光房、良忠の外にないのだと云う立場、態度のあらわれである。
かくして『琳阿本』の成立は、從來京都になんらの地盤を
もつていなかつた鎮西の法系が、京都に教線を擴張することに
成功し、他の法系に對して正統性を強調せんとする良忠及
びその門下の活躍する時期を歴史的背景とするものであり、
少くとも良忠の晩年から了惠等の良忠門下が京都において活
躍する、十三世紀の末葉から十四世紀の初頭にかけての時期
に成立をみたものと想定されるであらう。